

建設労働者・建築職人がつくった健康保険

職人の元気は 建設国保で守る



一人親方 30歳以上の場合

1ヵ月保険料

19,400円

入院時の傷病手当金が

最高1日 8,000円

45日間の給付

(2020年4月1日以降の休業より)

入院・通院時

1レセプトにつき

17,500円を超えた分を償還

出産一時金や

葬祭費などの

現金給付の内容も充実



健診補助や

保養施設利用補助など

各種保健事業も利用可能



今すぐ加入を

仲間のための
建設国保です

03-3462-5331

2021年度版

建設ユニオン

<http://www.kensetu-union.jp/> E-mail : honbu@kensetu-union.jp



入院したときの補償

1日16,000円



(45歳未満組合員の場合、入院時の国保の傷病手当金+組合共済傷病見舞金を合わせて)



中建国保(茨城)の補助制度

〈健康診断(本人と20歳以上の家族)〉

最高11,000円を補助。

〈保養施設利用補助〉

指定している保養施設に宿泊した被保険者(本人・家族)に一泊3,000円の補助(年1回)。

〈インフルエンザ予防接種補助〉

被保険者1人につき2,000円を年度中2回まで補助。

※「出産育児一時金の直接支払い制度」
「入院高額療養費の限度額適用認定制度」もあります。詳しくは、支部事務所窓口までお問い合わせ下さい。

〈女性組合員の育児休業期間の保険料免除〉

子が1歳になる前月まで。

中建国保(茨城)の主な給付内容

名目	内容	請求時に必要な書類
傷病手当金 (組合員本人のみ) (連続して5日以上休業)	(通院) 1日2,000円~4,000円 (入院) 1日8,000円 3年を単位として、それぞれ最高40日間給付(2020年4月1日以降の休業から45日間)。ただし、加入後90日以内は給付しません。	組合にある所定の用紙に医師の証明をもらい、組合に提出する。用紙は請求すれば郵送もします。
出産手当金 (組合員本人のみ)	1日2,000円~4,000円 産前25日と産後40日まで 加入後180日以内の出産は給付対象外です。	
出産育児一時金 (本人・家族とも)	一児につき420,000円	①印鑑と保険証 ②母子手帳もしくは新生児が記載された住民票など
葬祭費	本人 70,000円 家族 50,000円	①印鑑と保険証 ②所定の用紙(葬祭費申請書)に医師の証明、または死亡診断書(写しでも可)、または住民票除票
償還払い制度	70歳未満の組合員本人は、保険診療分医療費について、月単位1レセプトにつき17,500円を超えた分を償還します。ただし、加入後3ヵ月後からの給付となります。	後日、国保組合から通知されます。

組回国保加入条件と加入手続き

●組回国保に加入する条件は？

建設産業に従事している労働者、職人、事業主であれば、加入できます。

●組回国保に加入する手続は？

- ①家族全員の名前が記載された住民票謄本(省略の住民票ではなく、世帯主・続柄等が記載されたもの)1通と印鑑。
- ②加入確認書
- ③組合員の種別保険料に関する申告書。
- ④組合員の資格及び職種等に関する申告書。
- ⑤振込先金融機関預金口座届兼同意書。
- ⑥現在加入している保険証のコピー。
- ⑦職種を確認するための資料(「職業」欄に記載のある所得税の確定申告書の控、建設業許可通知書、職種の記載された労災保険・一人親方労災保険加入証明書、公的資格の証明書、資格講習会の修了証の写し)など。

※②③④は組合にあります。(組合所定の用紙) ※詳細は組合へお問い合わせ下さい。
※マイナンバーの記載と本人確認が必要となるため、加入する家族全員のマイナンバーが分かるもの(通知カード、個人番号カード、住民票(個人番号記載あり)のいずれか)と申請者の身元確認書類(運転免許証など)をご用意ください。

●しめきりと保険証の発行

毎月20日しめきりで、翌月1日(保険証が発行される日)から資格が発効します。

●法人事業所で「健保(政管健保)の適用除外」申請する場合は上記の条件が変わります。

中建国保(茨城)の保険料

健康保険料		介護保険料	合計	
組合員種別	月額	月額	月額	
法人第1種	30歳以上法人事業主	22,900円	3,900円	26,800円
第1種	30歳以上個人事業主	22,600円	3,900円	26,500円
第2種	30歳以上一人親方	19,400円	3,300円	22,700円
法人第3種	30歳以上の法人従業員	16,600円	2,800円	19,400円
第3種	30歳以上の個人従業員	16,600円	2,800円	19,400円
第4種	30歳未満	11,600円	—	11,600円
第5種	25歳未満	9,500円	—	9,500円
第6種	20歳未満	7,400円	—	7,400円
家族	3歳以上6歳未満	4,200円	—	4,200円
家族	6歳以上23歳未満	4,500円	—	4,500円
家族	23歳以上70歳未満	4,600円	2,300円	6,900円
家族	70歳以上75歳未満	4,600円	—	4,600円

※介護保険料の徴収は本人・家族共40歳から64歳まで。
※3歳未満の家族保険料の徴収は行いません。